

消防の動き

3298号

平成10年7月

消防大学校の前身である消防講習所で講義が始まったのは、ちょうど50年前の昭和23年6月。消防大学校では毎年この時期に「記念祭」が開催されます。今年も、梅雨の晴れ間となった6月24日に、映像時代の「語り部」

として活躍中のニュースキャスター平野啓子さん（自治体消防50周年記念式典の司会役）の講演を聞き、午後には地域別の綱引き大会に学生職員一同汗を流しました。

ちなみに講習所の開講当時は、指導者養成・火災調査・機関技術者養成の3学科で、入校者は年間95人との記録が残っています。終戦直後の混乱期ながら、火災予防への高い関心と科学的消防重視の考え方を反映してか、火災調査科（現在の予防科）が当初から入っていたことが注目されます。

消防大学校は、消防講習所を発展的に解消して昭和34年に創設されましたが、一貫して幹部消防職員・団員の養成を使命として、教育課程の拡充・高度化につとめてきました。その結果、現在では、上級幹部職員向けの総合教育や救助等の高度な専科教育部門で計8コース（年間約800人）さらに時々の行政課題に対応した実務講習会が7コース（約500人）用意されています。そして今年からは新たに、航空消防防災へ

消防大学校だより

消防大学校長 朝日 信夫

リコプター向けの講習会も始まりました。

消防行政の課題や消防幹部に求められる資質は、文字どおり時代とともに変わっていきます。これまで、3ヶ月コースの幹部研修科や救急科の創設、カリキュラムの更新、実

務研究の導入などが試みられてきました。また、校舎や寄宿舎などの主な施設群については、昭和40年代初期のもので老朽化が著しく、教育課程の増大や高度化に十分対応しがたい状況もみられましたが、幸いこの数年来で大幅な改築が進行しつつあります。この5月には待望の個室完備でメゾネット式の新寮が竣工し、残る本館改築もいよいよ始まることとなりました。

施設改築のいわば仕上げを急ぐとともに、時代環境の変化にしなやかに対応し住民の信頼を担う21世紀の消防幹部の要請に役立つことができるよう、教育内容のさらなる刷新、情報機器の積極的な活用や演習など参加型手法のとり入れ、さらに発災が懸念される大規模災害への実践的な対応訓練にも力を入れていきたいものと考えている昨今です。規模の大小を問わず全国各地の消防から多くのみなさんが集われ、新寮での「快適な環境」の下で大いに勉学に励まれ、かつ連帯の絆を強められることを願っています。

も く じ

○巻頭言.....	消防大学校長	1
○「救急救命士の病院内実習検討委員会」報告書の概要について.....	救急救助課	2
○大規模地震時における安否情報等のあり方検討委員会報告書の概要について.....	震災対策指導室	6
○平成10年（1月～3月）における火災の概要（概数）について.....	防災情報室	14
○北から南から 最上川と夕日の出会うまち “酒田”	酒田地区消防組合 消防長 渡会 豊明	20

「救急救命士の病院内実習検討委員会」報告書の概要 について

救急救助課

1 はじめに

救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育につきましては、関係機関により鋭意御努力いただいているところでありますが、今般、厚生省、日本医師会、日本救急医学会、消防機関等の協力の下に、救急救命士の病院内実習検討委員会が設置され、平成10年3月26日に以下の報告がなされたので紹介いたします。

2 現状把握のための調査結果について

救急救命士の病院内実習検討委員会では、病院実習の現状を把握するため養成課程中の実習受け入れ病院、養成課程中及び就業前病院実習を経てきた消防職救急救命士、救急救命士を有する消防本部に対してアンケートを行い、病院実習に係わる具体的な問題点や要望事項を調査しました。その結果、実習受け入れ病院からは、実習の目的がはっきりしないことに対する困惑と、日常業務の上に加わる過剰な負担が読み取れました。一方実習生からは、自分の希望との間のギャップによる実習病院に対する不満が大きいことがわかりました。いずれも病院実習の目的や到達目標がはっきりしないことと、実習病院の資格要件が定まっていないことに原因があり、病院実習ガイドラインを早急に策定することの重要性が明らかになりました。

3 病院実習の基本的方向について

(1)養成課程中の病院実習

養成課程中の病院実習の目的は、目指している救急救命士の医療人としての自覚と、習得した知識を実際の医療の場で理解する一方、特定行為に関連する手技の習得に向けられるべきです。医療の現場を正しく認

識するとともに、救急医療におけるプレホスピタルケアの位置付け、心肺蘇生における特定行為の位置付け、消防機関と医療機関との関係など、救急救命士として業を行うときに必要な基本的考え方を習得することも大切です。

(2)資格取得後就業前の病院実習

救急救命士資格取得後の就業前病院実習は、実習の中核をなすものであり、救急現場で適切な特定行為を含む救急救命処置が行えるよう、実戦に即した手技を身に付けることにあります。すなわち、特定行為を含めた救急救命士の業務に係わる手技の習得、見学や介助を通しての医療機関で行われる救急処置の理解、救急患者が受ける治療内容の把握、などが含まれます。

(3)生涯教育のための病院実習

医療の進歩に対応する知識と技術の習熟、これまでに習得した技術の検証、医療との連携の維持などを目的として、病院実習を一定期間ごとに継続して行うことが必要です。

4 病院実習の期間について

病院実習の期間は、全体の教育カリキュラムのなかで設定した教育目標を達成できることが条件となります。実技習得のための実習については就業前実習に重点を置き、十分な実習期間を設けなければなりません。生涯教育のための病院実習では、就業している期間中は継続して定期的に行われる必要があります。そのためには、養成課程中の病院実習は、消防職員に対する養成所にあっては80時間（例えば、16時間×5日又は8時間×10日）以上が妥当と思われます。資格取得後就業前

の病院実習は、実習時間としては160時間(例えば、16時間×10日又は8時間×20日)以上が望ましいと思われます。生涯教育のための病院実習は、生涯教育全体のなかで検討されなければならないが、1年に3日程度行われるのが望ましいと思われます。

5 病院実習のための要件について

(1)実習者の要件

免許に係わる職種の実習においては、危険性の回避とともに実習効果をあげるためにも、実習者にも一定の条件が付されるのが原則です。病院実習を行うためには次のような条件が付されるべきと考えられます。

a. 病院実習、特に特定行為を含む実技実習に入る前に、模擬実習用人形などを用いたシミュレーション、実習生同士の相互実習など他の方法で十分な訓練を行っているべきです。

b. 実習に当たっては、実習者が実習に適するかどうかを実習生を派遣する側と受け入れる側が評価・確認し、実力に応じた実習方法を検討する必要があります。

(2)実習病院の要件

実習病院の一つの目安としては、日本救急医学会認定医指定施設若しくはそれと同等の施設要件を満たす施設が考えられます。また、救急救命士の養成に必要な病院実習の社会的な重要性を考えると、今後は全国に設置されている救命救急センターが病院実習の要となるべきです。実習の種類に応じてその目的を達成するためには、市町村の枠を越えた複数の病院群での実習を計画すべきです。

(3)患者の同意

救急救命士の病院実習については、何らかの形で患者側の同意を求めねばなりません。病院の職員でない者が実習しているということと、資格のない人が処置等を行うという2つの点に関する同意が必要です。個々の患者から同意を得るか、一般的掲示、

すなわちこの病院で救急救命士が実習している旨の掲示をしてインフォームドコンセントを得る必要があります。さらに本実習を行うことについて実習の目的と方法を明確にした上で、病院の倫理委員会等で承認を得ておかなければなりません。

6 病院実習の評価について

救急救命士の病院実習では如何なる場合も、その修了後に評価が行われなければなりません。特に資格取得後就業前の病院実習においては厳正な評価を行っておくべきです。病院実習の評価は本ガイドラインに沿って作成された実習病院ごとの病院実習マニュアルによって行われることが必要です。

7 おわりに

以上のような検討を経て本委員会は、救急救命士のレベル向上を図るために、救急救命士病院実習ガイドラインを策定しました(別添参照)。このガイドラインに基づき、病院実習を担当する病院は、各病院の実情に見合ったマニュアルを作成し、病院実習の効果を上げることが期待します。本ガイドラインならびに各病院で作成したマニュアルによって救急救命士の病院実習が実りあるものになり、救急患者の救命率がさらに向上することを願うものです。

なお、「救急救命士病院実習ガイドライン(救急救命士の病院内実習検討委員会決定)」が策定されたことに伴い、消防庁及び厚生省において「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領について」(平成6年4月1日付け消防救第42号各都道府県消防主管部長あて消防庁救急救助課長通知)及び「臨床実習施設の選定について(平成4年11月27日付け指第80号)」の実習要領について所要の改正を行っているものであることを付け加えます。

別添

(3)生涯教育のための病院実習

救急救命士病院実習ガイドライン(抄)

習得した技術の検証と向上、さらに医療機関との連携を図り、一定期間毎に実施する。

1. 実習の基本的目標

2. 実習の項目

(1)養成課程中の病院実習

関連知識の応用と、特定行為に係わる技術の習得を主体とする。さらに、医療現場の見学と医療行為の介助を通じて、診療補助に対する理解を深める。

(1)養成課程中の病院実習及び資格取得後就業前の病院実習

実習として望ましい具体的行為を、

(2)資格取得後就業前の病院実習

特定行為を含む救急救命処置およびその他の処置の習熟を主体とする。

A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの

B：指導者が介助する場合、実施が許容

病院実習の実習項目

A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの

B：指導者が介助する場合、実施が許容されるもの

C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの

D：見学にとどめるもの

別表 1

	実 習 項 目	養成課程中	就業前
1.	バイタルサインの観察（血圧、脈拍、呼吸数など）	A	A
2.	身体所見の観察（視診、触診、聴診など）	A	A
3.	モニターの装着（心電図、パルスオキシメーターなど）	A	A
4.	酸素投与	A	A
5.	バックマスク法	A	A
6.	気管内挿管	C	C
7.	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク	B	A
8.	気道内吸引	B	A
9.	喉頭鏡の使用	A	A
10.	人工呼吸器の使用	D	D
11.	胸骨圧迫心マッサージ	A	A
12.	開胸心マッサージ	D	D
13.	抹消静脈路確保	B	A
14.	点滴ラインの準備	A	A
15.	中心静脈確保	D	D
16.	輸液	C	C
17.	輸血	C	C
18.	除細動	B	A
19.	緊急薬剤の使用	D	C
20.	循環補助（ペースメーカー、IABP）	D	D
21.	創傷の処置	C	C
22.	骨折の処置	C	C
23.	胃チューブ挿入	C	C
24.	胸腔ドレナージ	D	D
25.	ナーシングケア（清拭、体位変換など）	A	A
26.	精神科領域の処置（厚生省通知参照）	A	A
27.	小児科領域の処置（厚生省通知参照）	A	A
28.	産婦人科領域の処置（厚生省通知参照）	B	A

されるもの

C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの

D：見学にとどめるもの

として別表1に示す。

実習項目の区分については、救急救命士が行うことが認められる行為については、就業前はA、養成課程中はBとした。また、侵襲性が低く医学生又は看護学生が臨床実習で許容されている行為についてはA、侵襲性が高い医行為についてはDとし、特定行為に関連する行為をCとした。なお、両実習を通じて必要と思われる実技を伴う実習項目の経験目標数を別表2に示す。

(2)生涯教育のための病院実習

実習の基本的目標を達成するために、就業前実習の実習項目を基本とし、個々の実習者の課題に応じた病院実習を行う。症例検討会、研究発表会などにも参加する。

3. 実習の評価

病院実習に当たっては、本ガイドラインに従って作成した各病院のマニュアルに照らして評価表を作ることが望ましい。

別表3、別表4に養成課程中と就業前病院実習の評価表の例を示す。

生涯教育における病院実習の評価は、生涯教育の全体教育のなかにおいて、消防職救急救命士については消防本部ごとに病院実習の記録を保存するのが望ましい。(別表3、4は略)

実習項目別経験目標数

(養成課程中ならびに就業前実習を通して)

別表2

項目	細目	目標数(回)
実施 (一部介助も含む)	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	15
	身体所見の観察視診、触診、聴診など)	15
	モニターの装着(心電図、パルスオキシメーターなど)	15
	酸素投与	10
	バックマスク法	3
	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク	3
	気道内吸引	10
	喉頭鏡の使用	3
	胸骨圧迫心マッサージ	3
	抹消静脈路確保	3
	点滴ラインの準備	10
	除細動	3
	ナーシングケア(清拭、体位変換など)	10
	精神科領域の処置(厚生省通知参照)	3
	小児科領域の処置(厚生省通知参照)	3
産婦人科領域の処置(厚生省通知参照)	3	
介助 (一部介助も含む)	気管内挿管	3
	輸液	10
	輸血	3
	緊急薬剤の使用	3
	創傷の処置	3
	骨折の処置	3
	胃チューブ挿入	3

大規模地震時における安否情報等のあり方検討委員会 報告書の概要について

震災対策指導室

初めに

大規模地震時には、建築物やライフライン等も被害を被り、被災者や被災団体は、通常と異なる新たな状況の中で生き抜くために家族等の安否情報、被害情報、余震情報、生活情報等各種情報を得て行動し、新たな状況に対応しなければなりません。こうした情報は、被災者や被災団体だけでなく、被災地以外の防災機関や住民が被災地の状況を把握したり、応急、復旧対策を応援するためにも求められます。

しかし、発災直後においては、行政機関等も被災者であり、応急対策に忙殺されており、また、電話回線も途絶したり輻輳したりして情報の把握や伝達が困難となる事態が想定されます。

消防庁では平成9年度において、こうした極限状況下、制約下において住民が生命・身体危険を回避し適切に対応するために行政等が住民等に対し提供すべき必要不可欠な情報にはどのようなものがあるか、またその収集、提供はいかにあるべきかについて検討を行いましたので、その概要を紹介します。

大規模地震発生後数日間における情報提供について

平成7年9月に調査された世論調査や阪神・淡路大震災を経験した住民に対するアンケート調査結果（平成8年3月東京大学社会情報研究所）を整理すると、地震発生後数日の間で多くの住民が必要とする情報としては、①本震・余震等に関する情報、②安否情報、③被災情報・応急活動情報、④救援物資等の供給情報、⑤建築物の安全性・仮設住宅に関

する情報が挙げられています。

ところで、大規模地震発生後の限られた時間と人員で行政が対応できることには限界があり、防災機関が被災地で講ずる応急対策と被災者を中心に提供する防災に関する情報提供に当たっては、優先順位を付けて対応せざるを得ません。防災に関する情報提供という観点から優先順位を付ければ、一般的には人命の危険回避、被害の拡大防止、避難生活の環境改善の順になりますが、被災状況によって優先すべき情報は異なります。また、多くの人に共通する情報の方が個人情報より優先されるべきということもできます。以下に住民が求める情報を提供する場合の留意事項を整理しました。

なお、②安否情報、特に安心情報は、近親者の安否を確認することによって次の行動に移ることができるという意味では重要ですが、その情報は膨大なものとなりしかも個人的なものであるため、行政が提供すべき情報としては、他の項目と比較すると優先度が低いと言わざるを得ないため、現時点で提案できる具体的な安否情報の提供方法は「安否情報伝達方法について」の項で紹介することとします。

1 本震・余震等に関する情報について

本震・余震等に関する情報は、多くの住民がテレビ、ラジオから入手していますが、大規模地震時には停電となることも予想されるので、災害に備えて非常用ラジオ等を用意しておくように住民広報をしておくことが重要です。また、必要に応じて防災行政無線、紙情報等を用いて、余震に関する情報を提供できる体制を整えることも有効

です。

また、平成7年9月の世論調査によれば、約6割の住民は震度とマグニチュードの違いを正しく理解していないと結果がでており、この点を念頭に置いて、情報を受け取った人が混乱しないように余震に関する情報を提供すべきです。

なお、平成10年4月8日には地震調査研究推進本部地震調査委員会において、「余震の確率評価手法について」が決定され、今後、気象庁と地震調査委員会は連携をとりながらこの手法を活用するとしています。しかしながら、余震の発生時期、場所を詳細に示せず、特定の場所の揺れを定量的に評価することが困難であるとも言っており、防災機関及び住民が余震確率をどのように活用するのか（できるのか）が今後の課題と言えます。

2 被災情報・応急活動情報の提供について

地震発生直後に地方公共団体が被害の実数を把握することは困難ですが、災害対策本部等で被災情報や復旧情報を把握したら、適宜適切に公表していくことが重要です。特に、ライフラインや交通機関、道路等の被災情報と復旧情報は多くの被災者が必要としている情報であり、常に新たな情報に更新していく必要があります。これらの情報は個人情報ではなく、被災者が共通して必要な情報ですから、マスメディアを通じて提供されるようあらかじめ取り決めておくとともに、マスメディアから提供される情報を聞き逃す（見逃す）人がいることも念頭に置いて、防災行政無線、紙情報等も併用していくことが重要です。

3 救援物資等の供給情報について

震災の規模が大きければ大きいほど、水や食料の供給が遅れる可能性が高くなるため、地震に備えて住民自らが水や食料を蓄えておくように広報することが重要です。また、併せて地方公共団体での備蓄や民間

事業者等と流通在庫備蓄の協定の締結を推進することも重要です。

地震発生直後には、個人備蓄がある人はそれを利用できますが、個人備蓄のない人や個人備蓄を持ち出す暇のなかった人は、公的備蓄、流通在庫備蓄等を利用することとなるため、どこへ行けば何をもらえるかという情報が必要です。そのためには、多くの避難者が集まる避難所にこれらの情報を掲示したり、ラジオ、テレビ等で広報する方策が考えられます。

また、被災地では不足している物資は早急に調達する必要がある、被災地外からの援助に頼らざるを得ない場合も考えられますが、このような場合には、何が不足しているのかを速やかに調査し、必要な物資を明確にして被災地外へ発信しないと、折角の善意が有効に生かせないこととなってしまふことにも留意する必要があります。

4 建築物の安全性・仮設住宅に関する情報について

建築物の安全性の評価については、建築に関する専門知識を有する者による調査が必要であり、短時間に多くの被災建築物の評価を行うことは難しいことです。

一方、多数の被災者が自宅の安全性について知りたいと望んでいる状況も踏まえ、日頃から建築物の耐震診断の促進を図るとともに、震災時において応急危険度判定士が円滑に応急危険度判定を行える体制作りが重要です。

また、甚大な被害が生じた場合には、被災者の精神的、肉体的負担を軽減するためにも、なるべく早く仮設住宅を用意する必要がありますので、設置箇所、資材等について円滑に対応できるよう関係部局において協議しておくことが重要です。

5 地震発生直後に住民に広報すべき留意事項の情報や行動指示情報について

地震発生直後には住民は混乱状態にあり、

何をすべきかわからなくなることが想定されるため、防災行政無線等で広報する内容をあらかじめ整理しておく必要があります。具体的な内容は、過去の被災経験を念頭に置くとともに地域の特性や、被災状況を踏まえて決定することとなりますが、あらかじめ住民に呼びかける項目を検討し、用意しておくことも重要です。

6 大規模地震に備えて講ずべき住民広報について

大規模地震発生時に住民が適切な行動を取れば、人命危険の回避、被害の拡大防止等が図れるとともに、不幸にして避難生活を送ることとなった場合でも劣悪な生活環境を免れることも可能となってきます。特に、自分の安全は自分で守ることが求められている昨今、住民に防災対策上必要な知識、経験を可能な限り提供し、大規模地震時においても、混乱しないようにする必要があります。

そのためには、前述した事項を繰り返すこととなりますが、防災訓練等の機会を活用して、地震に関する基礎知識、安否情報の提供方法、水や食料を初めとする個人備蓄、地震時の保身方法、出火防止対策、避難上の留意事項等の防災意識の啓発を図る必要があります。

また、地震時における住民相互の協力、ボランティアの活用等の重要性については、阪神・淡路大震災において再認識されたところであり、防災訓練等の機会を通じて地震時に想定される災害を具体的にリストアップしてみて、それに対して行政が果たすべき役割と住民が為すべき役割について、住民と十分議論しておくことが重要です。その際に、自治会単位等で地震時に災害弱者になりやすい老人、乳幼児、身体障害者、外国人等の状況を把握するとともに、具体的な対策についても議論がなされるように誘導していくことが重要です。

安否情報伝達方法について

平常時において家族、親戚等で、震災時における安否情報の確認方法について決めておき、震災時にその方法を活用して安否確認を行うことが基本ですが、このような方法を講じても安否が確認できない場合に活用できるよう、現時点で考えられる安否情報の提供方法について整理しました。

1 報道機関を通じた安否情報提供システム (1) システムの概要

ラジオ、テレビ、新聞等のマスメディアを通じて安否情報を住民に提供するものであり、過去の地震においても利用されています。

本システムの特徴として、①安否情報を必要とする人がマスメディア情報を得られる状況にある場合は、有効な手段であること、②被災状況の報道という役割を果たさなければならない報道機関が安否情報の提供のために割ける時間、紙面は限られているのに対して、安否情報の提供対象被災者が多いため、提供できる一人当たりの情報量は限られていること、③放送又は掲載された安否情報を見知らぬ第三者が知ることとなるため、プライバシーの保護という観点からも提供できる情報の内容も限定すべきであること等が挙げられます。

また、ラジオとテレビに共通する特徴としては、リアルタイムで情報が得られるものの乾電池等の電源が必要であること、新聞の特徴としては、記録性が高いものの印刷、配達体制を整えるのに時間を要することがそれぞれ挙げられます。

(2) 安否情報の種類と情報の入手方法

安否情報には、被害情報と安心情報とがあり、報道機関への情報の伝達方法、伝達内容等が異なります。

ア 被害情報の特徴

被害情報としては、①死亡者、②負傷者、③身元不明者、④行方不明者が

あり、いずれの情報も被災情報の一つとして報道されるものです。

報道機関への情報の伝達方法は、①～④のいずれについても、医療機関、消防機関、警察等から災害対策本部を通じて又は直接報道機関へ情報提供がなされることが考えられます。

また、被害情報の伝達内容は、被害を受けた人数によっても異なりますが、①、②、④では、氏名、年齢、性別、住所（市町村名程度）程度であり、②負傷者にあつては、重体重傷、軽傷等の負傷程度が追加されます。なお、被災地区向けの放送や新聞の場合には、①では死亡原因、死亡場所、遺体収容先等、②では入院先や具体的な負傷状況等、③では人物の特徴、服装、所持品等が伝達される場合もあります。また、④では家族からの報道依頼に基づき、尋ね人的に放送又は掲載される場合も考えられます。

なお、被害情報は、防災対応上重要な情報であり、都道府県は市町村から被害情報に関する報告を受け、国に報告することとなります。

イ 安心情報の特徴

安心情報としては、狭義に捉えれば、避難所へ避難した人に関する情報ですが、広義に捉えれば被災地に居住又は滞在している人に関する情報を指すこととなります。

避難所へ避難した人に関する情報を報道機関から住民に伝達するためには、避難所ごとに避難者リストが作成されるか否かで対応が異なります。避難所ごとに避難者リストを作成する場合、当該リストに基づき報道機関から安心情報として住民に伝達することができます。一方、避難者リストが作成できない場合は、全ての避難者名を報道す

ることは難しいものの、どこに避難所が開設され、それぞれの避難所の状況がどうなっているかという報道は可能ですし、報道機関へ直接報道依頼のあった避難者に関する報道も可能です。

また、被災地に居住又は滞っている人に関する安心情報は、親戚や知人等には必要な情報ですが、対象人数は膨大であり、どこかへ集約した上で報道機関に伝達することは、ほとんど不可能です。幸い大きな被害を受けず自宅にいる人に関する個人情報、被災地が甚大な被害を被って、電話等の連絡手段が途絶している場合は別として、報道対象とはなりにくいと考えられます。

(3) 報道機関を通じた安否情報の提供について

地震時において報道機関は、被害状況に関する報道等を行うため、被災者以外の人も含めて多くの住民がテレビ、ラジオ、新聞等を情報源として活用しています。安否情報は個人情報であるため被害状況に関する報道とは性質が異なりますが、住民の情報ニーズが高く、地震規模が大きくなると入手できにくい情報なので、報道機関を通じての報道が実際に行われており、利用されてきました。

このような状況を踏まえ、地方公共団体は、各種報道機関と住民に対する安否情報の提供の可能性について予め協議しておく必要があります。この場合、地方公共団体が安否情報を集約しきれない時には報道機関はどのように対応するのか、地方公共団体から報道機関に安否情報を提供した時にどのように取り扱われるのか等について、被害情報と安心情報に分けて議論することが重要です。また、報道機関は災害情報を報道する役割を有しているので、被災状況によっては安否情

報の報道対応は異なることが想定されるため、報道マニュアルは作成できないかもしれませんが、こうした報道に関する基本的な考え方を整理しておくだけでも防災対応上有効と言えます。

なお、ラジオ、テレビ等において安否情報を放送する場合には、安否情報を放送する地区名と時間を事前に予告情報として視聴者に伝達することにより安否情報を必要とする多くの視聴者が聞き逃さないようにする工夫も必要です。また、報道機関には、全国規模で情報を伝達することを主たる目的とした機関の他に、地域に密着した情報を伝達することを主たる目的とした機関があることに留意し、情報伝達ルート複数化を図ることが有効です。

2 電話を活用した連絡システム

(1) システムの概要

被災者が情報蓄積装置に電話により自身の安否情報を登録し、第三者が情報蓄積装置に電話をして当該情報を引き出します。

本システムの特徴として、①電話があれば利用でき、入出力のための特殊な装置は不要であること、②人手を介さないため、検索が容易であること、③音声蓄積装置が全国に分散されている場合は、電話の輻輳の影響を受けにくいこと、④利用者が直接装置にアクセスできること、⑤登録された情報はユーザーの都合の良い時に確認できること、⑥避難等により自宅を離れていても連絡ができること、⑦停電、被災等で自宅の電話が使えなくても公衆電話等で利用できること等が挙げられます。

(2) 安否情報の種類と情報の入手方法

安否情報には、被害情報と安心情報とがあり、本システムの活用方法等が異なります。

ア 被害情報に関する活用

①死亡者、②負傷者、③行方不明者に関する情報については、親族等が本システムを活用する可能性があります。

なお、被害情報の伝達内容は、被害情報を録音する人に委ねられます。

イ 安心情報に関する活用

本システムは、一定量の伝言の音声蓄積容量を有していることから、避難所へ避難している人以外に、被害の程度の小さかった人の情報も伝達することが可能な場合もあります。

なお、安心情報の伝達内容は、録音可能時間、第三者に聞かれる可能性の有無、被災状況等に応じて、安心情報を録音する人が工夫すべきものです。

(3) 本システムを通じた安否情報提供に関する事前調整

本システムの利用は、原則として個人間の事前調整に基づきなされるべきものですが、特に、被災時に本システムを利用することを関係者間で了解しておかないと情報が伝達されない可能性があること、第三者に聞かれたくない情報の伝達は事前に決めた暗証番号を用いる必要があること等を念頭に置き、地震時にどのように情報伝達手段として本システムを活用するかを事前に検討しておく必要があります。

なお、行政サービスとして電話を活用した連絡システムを構築している地方公共団体がある他、NTTにおいても「災害用伝言ダイヤル171」の提供を平成10年3月31日から開始しているところですが、その利用普及について検討することが望まれます。

3 インターネットを用いたシステム

(1) システムの概要

インターネット等による安否登録システムをあらかじめ構築しておき、一定の

フォーマットに基づき、被災者が安否情報を入力し、第三者が当該情報を直接引き出します。

本システムの特徴として、①人手を介さないため、検索が容易であること、②利用者が直接装置にアクセスできること、③掲示された情報はユーザーの都合の良い時に確認できること、④システム構築のためのハードの費用負担を要すること、⑤サーバーが一定の地域に集中設置される場合は、大規模地震でシステムが損傷し、機能しないおそれがあること、⑥民間企業がシステムを提供する場合、利用者に利用料負担が生ずる可能性があること、⑦本システムは、パソコンに関する知識を持った人でないと利用できないこと等が挙げられます。

(2) 安否情報の種類と情報の入手方法

安否情報には、被害情報と安心情報とがあり、本システムの活用方法等が異なります。

ア 被害情報に関する活用

①死亡者、②負傷者、③行方不明者に関する情報については、親族等が本システムを活用する可能性があります。

イ 安心情報に関する活用

本システムは、情報蓄積装置の状況によっても異なりますが、避難所へ避難している人以外に、被害の程度の小さかった人の情報も伝達することが可能です。

なお、内容については、あらかじめ決められている項目を入力する（全ての項目を入力するか否かは入力する人の判断）他、システムによっては、メッセージを入れることができるものも考えられます。

(3) 本システムを通じた安否情報提供に関する事前調整

本システムの利用は、原則として個人

間の事前調整に基づきなされるべきものですが、特に、被災時に本システムを利用することを関係者間で了解しておかないと情報が伝達されない可能性があること、事前に暗証番号を決めておかないと見知らぬ第三者に安否情報を聞かれる可能性があること等を念頭に置き、地震時にどのように情報伝達手段として本システムを活用するかを事前に検討しておく必要があります。

4 地方公共団体において管理、提供するシステム

(1) システムの概要

防災対応を円滑に行うために、避難所等において地方公共団体職員が、コンピュータ又は紙情報で避難者リストを作成しますが、当該リストを活用し、住民等からの安否照会に対して回答します。

コンピュータ活用システムの特徴として、①検索が容易であること、②安否照会に対して行政職員がリストを検索して回答する場合、第三者が直接装置にアクセスできないことから、プライバシーの保護が可能であること、③システム構築のためのハードの費用負担を要すること、④サーバーが一定の地域に集中設置される場合は、大規模地震でシステムが損傷し、機能しないおそれがあること、⑤行政職員が入力する場合、避難者が多くと入力に長時間を要すること、⑥電話による安否照会の場合、避難者リストが管理されているのは被災地であることが多く、電話の輻輳により照会できないことが考えられること等が挙げられます。

紙情報活用システムの特徴として、①システム構築のためのハードの費用負担がない又は少ないこと、②第三者がリストを見れないためプライバシーの保護が可能であること、③避難者リストを安否照会に活用した事例があること（H

9.3.26 鹿児島県薩摩地方を震源とする地震等) ④避難者が多くなると避難者リストの作成に長時間を要すること、⑤避難者が多くなると複数の場所で避難者リストを作ることとなりますが、他の避難所における避難者リストの更新が遅れがちになり、検索にも手間がかかること、⑥電話による安否照会の場合、避難者リストが管理されているのは被災地であることが多く、電話の輻輳により照会できないことが考えられること等が挙げられます。

(2) 安否情報の種類と情報の入手方法

安否情報には、被害情報と安心情報とがあり、本システムの活用方法等が異なります。

ア 被害情報に関する活用

被害情報としては、①死亡者、②負傷者、③身元不明者、④行方不明者があり、いずれの情報も、医療機関、消防機関、警察等から災害対策本部を通じて情報提供されることが考えられます。

コンピュータを活用する場合は、あらかじめ決められているパソコン端末から情報を入力することとなり、紙情報を活用する場合は、リストの管理責任部署において取りまとめ、関係部署に配布することとなります。

次に、被害情報の伝達内容は、被害を受けた人数によっても異なりますが、①では氏名、年齢、性別、住所(市町村名程度)、死亡原因、死亡場所、遺体収容先等、②では氏名、年齢、性別、住所(市町村名程度)、重体重傷、軽傷等の負傷程度等、③では人物の特徴、服装、所持品等、④では氏名、年齢、性別、住所(市町村名程度)等が考えられます。

なお、被害情報は、防災対応上重要

な情報であり、都道府県は市町村から被害情報に関する報告を受け、国に報告することとなります。

イ 安心情報に関する活用

地方公共団体がコンピュータを活用して安心情報を集約する場合、地方公共団体職員等の限られた人が入力を行うのであれば、避難所へ避難した人に関する情報を避難者リストとして整理することで精一杯であるのに対し、入力は誰でも行えるようにすれば、記憶容量等の環境によっても異なりますが、被災地に居住又は勤務している人について制限なく情報を集めることも可能です。

一方、地方公共団体が紙情報を活用する場合は、避難所へ避難した人に関する情報を避難者リストとして整理することで精一杯ですし、情報量が多くなればリストの作成に長時間を要するため、安否照会に対する資料として活用することは期待しにくいでしょう。

このように入力の方法の違いによって、対応できる安心情報の量も質も異なりますが、第三者が安心情報を引き出す場合は、地方公共団体職員が検索を行い、照会に答える方式を取ることとなります(そうでない場合は、3インターネットを用いたシステム参照)。

(3) 本システムを通じた安否情報提供に関する事前調整

ア 入出力項目の整理

コンピュータ、紙情報のいずれの方式であっても、安否情報として入力項目や入力方法、検索方法等を予め定めておき、平常時から住民に広報しておく必要があります。

特に、コンピュータを用いる方式の場合は、安否情報は防災情報の一部として位置付けられることが一般的であ

り、その他のシステムとの連携を念頭に置いて、どのような項目を入出力することができるのかを整理しておく必要があります。

イ バックアップ対応

市町村レベルでコンピュータ方式を採用する場合は、記憶装置、回線等が被災した場合のバックアップ機能について他の市町村や都道府県との連携も含めて検討する必要があります。

紙情報で整理する場合は、被災規模に応じた対応が求められることから、他のシステムの併用も視野に入れて、対応マニュアルを構築する必要があります。

ウ 対応職員の検討

震災時においては、行政機関それぞれの部署で迅速かつ確かな防災対応が求められるため、行政機関として十分な安否情報対応が困難となることが予想されます。プライバシーの保護を確保するために、震災時において協力できる行政職員がいるか確認しておくとともに、必要に応じてボランティアの活用を検討することも有効でしょう。

5 地震時を念頭に置いた安否情報提供方策に関する提言

地震時においては、多くの方が家族、親戚、知人等の安否を確認しようとして、自宅や勤務先に電話をすることとなります。過去の地震においても、地震の規模が大きくなればなるほど、安否を確認しようとする人が多くなり、電話が輻輳することに加え、避難者の安否確認ができず、回線の切断、電話機器の被災、受話器の外れ等の事態も起きてくるため、安否確認ができにくくなります。

また、地方公共団体は、被災の状況に応じて様々な応急対策を講ずることとなりますが、避難者リストを作成することが可能

であれば、当該リストを活用して安否照会に対して答えるべきですし、必要に応じて報道機関等を通じて情報提供することも可能ですが、地震規模が大きく甚大な被害が発生している場合には、地方公共団体が講ずべき対策も多くなってきて、膨大な安否情報を集約して、住民に提供することが困難となります。

したがって、安否情報の伝達は、個人対個人で行うことが基本であることを十分に認識し、あらかじめ当事者間で情報伝達手段をどのように確保するかを議論し、事前に決めておくことが必要です。具体的な方策としては、①自宅周辺の避難地、避難所を把握しておき、被災時に落ち合う場所をあらかじめ定めておく、②被災者と同時に被災する可能性の低い地域（遠方）に居住又は勤務している親戚、知人等に、被災時に安否情報の取次ぎをしてもらえるよう依頼するとともに、家族、親戚等で承知しておく等が考えられますが、広報紙、防災訓練、学校教育等の機会を捉えて、これらのことを検討するように呼びかけることが重要です。

また、昼間においては、学校、企業等に多くの人がいることから、学校単位、企業単位で安否状況を取りまとめ、当該情報を地方公共団体、報道機関等に伝達するシステムを構築しておくことも有効です。安否状況の取りまとめ方法も、学校、企業等の在館者数、地方公共団体の対応可能性等を踏まえ、当初は負傷者 名等の概括的な取りまとめを行うことも考えられます。

なお、1～4で示した安否情報提供方策は、個人対個人で安否情報を確認できなかった人に対して講ずる個人情報サービスです。被災規模が大きくなればなるほど、早急に応急対策を実施しなければならない地方公共団体は安否情報の提供には関与できないことに留意し、地方公共団体は、この

ような場合に備えて、報道機関、通信メディア（電話会社、インターネットプロバイ

ダ等）の役割分担について協議しておくことが望まれます。

平成10年(1月～3月)における火災の概要(概数)について

防災情報室

1 総出火件数は2,833件の減少

平成10年第1四半期における総出火件数は16,694件であり、前年同期と比べると、2,833件減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は450件、林野火災は879件、その他火災は1,579件それぞれ減少し、一方、車両火災は73件、船舶火災は2件それぞれ増加しています。

2 火災による死者は44人の増加、負傷者は44人の減少

火災による死者は814人であり、前年同期と比べると、44人増加しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は556人、林野火災は10人、車両火災は97人、その他火災は151人の死者が発生しています。

火災による負傷者は2,220人であり、前年同期と比べると、44人減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は1,971人、林野火災は39人、車両火災は62人、船舶火災は6人、その他火災は142人の負傷者が発生しています。

3 火災による死者(爆発を除く)の39.5%は乳幼児及び高齢者

爆発を除いた火災による死者813人について、年齢層別にみると乳幼児及び高齢者が、死者全体では321人(39.5%)。また、建物火災の死者555人においては、261人(46.9%)をしめています(年齢不明者を除く)。

4 建物火災の死者のうち、住宅での死者は86.9%

建物火災における死者556人のうち、住宅

(戸建住宅、共同住宅、併用住宅)における死者は483人(86.9%)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

全火災16,694件を出火原因別にみると、「放火」1,938件(11.6%)、「たばこ」1,835件(11.0%)、「放火の疑い」1,493件(8.9%)、「こんろ」1,423件(8.5%)、「たき火」1,120件(6.7%)の順であります。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみると、建物火災9,612件にあつては、「こんろ」1,398件(14.5%)、「たばこ」1,073件(11.2%)、「ストーブ」953件(9.9%)、「放火」947件(9.9%)、「放火の疑い」639件(6.6%)の順であります。

林野火災868件では、「たき火」230件(26.5%)、「たばこ」117件(13.5%)、「放火の疑い」90件(10.4%)、「火入れ」81件(9.3%)、「火あそび」63件(7.3%)の順であります。

車両火災1,895件では、「放火」287件(15.1%)、「放火の疑い」222件(11.7%)、「排気管」172件(9.1%)、「内燃機関」86件(4.5%)、「たばこ」77件(4.1%)の順であります。

その他火災4,251件では、「たき火」706件(16.6%)、「放火」677件(15.9%)、「たばこ」566件(13.3%)、「放火の疑い」539件(12.7%)、「火あそび」378件(8.9%)の順であります。

平成10年(1月～3月)における火災の概要(概数)

1 全国の概要

(1)出火件数

平成10年第1四半期における総出火件数は16,694件で、これは、1日当たり約185件、約8分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

総出火件数	16,694件
建物火災	9,639件(57.7%)
林野火災	868件(5.2%)
車両火災	1,896件(11.4%)
船舶火災	29件(0.2%)
航空機火災	1件(0.0%)
その他火災	4,261件(25.5%)

また、それぞれを前年と比べますと、以下のとおりとなります。

総出火件数	2,833件(-14.5%)減少
建物火災	450件(-4.5%)減少
林野火災	879件(-50.3%)減少
車両火災	73件(4.0%)増加
船舶火災	2件(7.4%)増加
航空機火災	0件(0.0%)同
その他火災	1,579件(-27.0%)減少

(2)死傷者数

平成10年第1四半期における死者数は814人、負傷者は2,220人で、これは、1日あたり死者が9.0人、負傷者が24.7人それぞれ発生したことになります。また、死者は、火災20.5件に1人、負傷者は7.5件に1人発生したことになります。

死者数、負傷者数について、それぞれ前年と比べますと、以下のとおりです。

死者	44人(5.7%)増加
負傷者	44人(-1.9%)減少

(3)火災による損害

続いて火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	13,452棟(149棟/1日 1.4棟/件)
------	-------------------------

り災世帯数	9,880世帯(110世帯/1日 1.0世帯/件)
建物焼損床面積	490,287㎡(5,448㎡/1日 50.9㎡/件)
建物焼損表面積	45,929㎡(510㎡/1日 4.8㎡/件)
林野焼損面積	27,252a(303a/1日 31.4a/件)
損害額	511億6,449万円(5億6,849万円/1日 306万円/件)

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	800件(-5.6%)減少
り災世帯数	262世帯(-2.6%)減少
建物焼損床面積	117,935㎡(-19.4%)減少
建物焼損表面積	4,197㎡(-8.4%)減少
林野焼損面積	172,040a(-86.3%)減少
損害額	40億186万円(-7.3%)減少

2 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災9,639件を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	3,964件(41.1%)
共同住宅	1,485件(15.4%)
複合用途(特定)	588件(6.1%)
工場	581件(6.0%)
併用住宅	483件(5.0%)
複合用途(非特定)	300件(3.1%)
倉庫	297件(3.1%)
事務所	206件(2.1%)
物品販売店舗	166件(1.7%)
飲食店	154件(1.6%)
その他の用途の建物火災	1,415件(14.7%)

その他の用途には、学校、神社・寺院、駐車場、旅館、遊技場、病院、社会福祉施設、公会堂、停車場、キャバレー、劇場、料理店、幼稚園、公衆浴場、スタジオ、図書館等があります。

3 出火原因別にみた火災発生状況

(1)全火災16,694件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	1,938件(11.6%)
たばこ	1,835件(11.0%)
放火の疑い	1,493件(8.9%)
こんろ	1,423件(8.5%)
たき火	1,120件(6.7%)

ストーブ	980件 (5.9%)
火あそび	778件 (4.7%)
電灯・電話等の配線	367件 (2.2%)
火入れ	316件 (1.9%)
配線器具	285件 (1.7%)
マッチ・ライター	279件 (1.7%)
焼却炉	233件 (1.4%)
電気機器	223件 (1.3%)
風呂かまど	208件 (1.2%)
排気管	198件 (1.2%)
その他	2,913件 (17.4%)
不明・調査中	2,105件 (12.6%)

(2)爆発を除く建物火災9,612件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	1,398件 (14.5%)
たばこ	1,073件 (11.2%)
ストーブ	953件 (9.9%)
放火	947件 (9.9%)
放火の疑い	639件 (6.6%)
火あそび	319件 (3.3%)
電灯・電話等の配線	300件 (3.1%)
配線器具	237件 (2.5%)
風呂かまど	202件 (2.1%)
電気機器	156件 (1.6%)
たき火	154件 (1.6%)
マッチ・ライター	138件 (1.4%)
煙突・煙道	136件 (1.4%)
灯火	128件 (1.3%)
溶接機・切断機	114件 (1.2%)
その他	1,461件 (15.2%)
不明・調査中	1,257件 (13.1%)

(3)爆発を除く林野火災868件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	230件 (26.5%)
たばこ	117件 (13.5%)
放火の疑い	90件 (10.4%)
火入れ	81件 (9.3%)
火あそび	63件 (7.3%)
放火	27件 (3.1%)
焼却炉	13件 (1.5%)

マッチ・ライター	12件 (1.4%)
取灰	5件 (0.6%)
内燃機関	2件 (0.2%)
こんろ	1件 (0.1%)
溶接機・切断機	1件 (0.1%)
かまど	1件 (0.1%)
電灯・電話等の配線	0件 (0.0%)
炉	0件 (0.0%)
その他	67件 (7.7%)
不明・調査中	158件 (18.2%)

(4)爆発を除く車両火災1,895件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	287件 (15.1%)
放火の疑い	222件 (11.7%)
排気管	172件 (9.1%)
内燃機関	86件 (4.5%)
たばこ	77件 (4.1%)
衝突の火花	68件 (3.6%)
電気機器	51件 (2.7%)
マッチ・ライター	48件 (2.5%)
電気装置	39件 (2.1%)
たき火	29件 (1.5%)
配線器具	26件 (1.4%)
火あそび	18件 (0.9%)
電灯・電話等の配線	14件 (0.7%)
焼却炉	12件 (0.6%)
溶接機・切断機	8件 (0.4%)
その他	445件 (23.5%)
不明・調査中	293件 (15.5%)

(5)爆発を除く船舶火災29件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

電灯・電話等の配線	5件 (17.2%)
溶接機・切断機	3件 (10.3%)
マッチ・ライター	2件 (6.9%)
電気機器	2件 (6.9%)
放火の疑い	2件 (6.9%)
ストーブ	1件 (3.4%)
たき火	1件 (3.4%)
たばこ	1件 (3.4%)
こんろ	1件 (3.4%)

煙突・煙道	0件 (0.0%)
排気管	0件 (0.0%)
風呂かまど	0件 (0.0%)
電気装置	0件 (0.0%)
炉	0件 (0.0%)
内燃機関	0件 (0.0%)
その他	5件 (17.2%)
不明・調査中	6件 (20.7%)

たばこ	1件 (2.6%)
火入れ	1件 (2.6%)
放火の疑い	1件 (2.6%)
かまど	0件 (0.0%)
電灯・電話等の配線	0件 (0.0%)
内燃機関	0件 (0.0%)
その他	10件 (26.3%)
不明・調査中	3件 (7.9%)

(6)爆発を除く航空機火災1件の出火原因については、現在調査中です。

(7)爆発を除くその他火災4,251件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	706件 (16.6%)
放火	677件 (15.9%)
たばこ	566件 (13.3%)
放火の疑い	539件 (12.7%)
火あそび	378件 (8.9%)
火入れ	203件 (4.8%)
焼却炉	118件 (2.8%)
マッチ・ライター	76件 (1.8%)
溶接機・切断機	54件 (1.3%)
電灯・電話等の配線	48件 (1.1%)
取灰	24件 (0.6%)
配線器具	21件 (0.5%)
ストーブ	16件 (0.4%)
こんろ	14件 (0.3%)
電気機器	12件 (0.3%)
その他	412件 (9.7%)
不明・調査中	387件 (9.1%)

(8)爆発のみの火災38件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	5件 (13.2%)
ストーブ	4件 (10.5%)
炉	3件 (7.9%)
マッチ・ライター	3件 (7.9%)
電気機器	2件 (5.3%)
溶接機・切断機	2件 (5.3%)
電気装置	1件 (2.6%)
配線器具	1件 (2.6%)
風呂かまど	1件 (2.6%)

4 死傷者の発生状況

(1)火災種別死者発生状況

全死者814人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建物火災	556人 (68.3%)
林野火災	10人 (1.2%)
両火災	97人 (11.9%)
船舶火災	0人 (0.0%)
航空機火災	0人 (0.0%)
その他火災	151人 (18.6%)

(2)建物用途別死者発生状況

建物火災における死者556人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	361人 (64.9%)
共同住宅	96人 (17.3%)
併用住宅	26人 (4.7%)
複合用途(特定)	21人 (3.8%)
複合用途(非特定)	13人 (2.3%)
工場	4人 (0.7%)
倉庫	3人 (0.5%)
旅館	2人 (0.4%)
停車場	1人 (0.2%)
飲食店	1人 (0.2%)

その他の用途の建物火災 28人 (5.0%)

その他の用途には、駐車場、社会福祉施設、事務所、学校、公衆浴場等があります。

(3)火災種別負傷者発生状況

全負傷者2,220人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建物火災	1,971人 (88.8%)
林野火災	39人 (1.8%)
車両火災	62人 (2.8%)

船舶火災	6人 (0.3%)
航空機火災	0人 (0.0%)
その他火災	142人 (6.4%)

(4)建物用途別負傷者発生状況

建物火災における負傷者1,971人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	1,000人 (50.7%)
共同住宅	365人 (18.5%)
複合用途 (特定)	139人 (7.1%)
併用住宅	116人 (5.9%)
複合用途 (非特定)	88人 (4.5%)
工場	67人 (3.4%)
飲食店	25人 (1.3%)
事務所	23人 (1.2%)
物品販売店舗	21人 (1.1%)
倉庫	18人 (0.9%)
その他の用途の建物火災	109人 (5.5%)

その他の用途には、学校、旅館、病院、神社・寺院、社会福祉施設、遊技場、公衆浴場、劇場、公会堂、スタジオ、駐車場等があります。

(5)死者の発生した経過別死者発生状況

全死者814人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

逃げおくれ	306人 (37.6%)
放火自殺	296人 (36.4%)
着衣着火	69人 (8.5%)
出火後再進入	9人 (1.1%)
その他	134人 (16.5%)

(6)年齢層別死者発生状況

爆発を除く死者813人について、年齢層別にみますと、以下のとおりです。

6～64歳以下	490人 (60.3%)
65歳以上	294人 (36.2%)
5歳以下	27人 (3.3%)
年齢不明	2人 (0.2%)

(7)複合条件による死者発生数

(a) 年齢層並びに火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

- ・5歳以下 (爆発を除く)

建物火災	24人 (88.9%)
林野火災	0人 (0.0%)
車両火災	2人 (7.4%)
船舶火災	0人 (0.0%)
航空機火災	0人 (0.0%)
その他火災	1人 (3.7%)

- ・6～64歳以下 (爆発を除く)

建物火災	294人 (60.0%)
林野火災	3人 (0.6%)
車両火災	88人 (18.0%)
船舶火災	0人 (0.0%)
航空機火災	0人 (0.0%)
その他火災	105人 (21.4%)

- ・65歳以上 (爆発を除く)

建物火災	237人 (80.6%)
林野火災	7人 (2.4%)
車両火災	6人 (2.0%)
船舶火災	0人 (0.0%)
航空機火災	0人 (0.0%)
その他火災	44人 (15.0%)

(b) 年齢層並びに建物用途別にみると、以下のとおりです。

- ・5歳以下 (爆発を除く)

住宅	15人 (62.5%)
共同住宅	6人 (25.0%)
複合用途 (非特定)	2人 (8.3%)
複合用途 (特定)	1人 (4.2%)
公会堂	0人 (0.0%)
キャバレー	0人 (0.0%)
遊技場	0人 (0.0%)
料理店	0人 (0.0%)
その他	0人 (0.0%)

- ・6～64歳以下 (爆発を除く)

住宅	171人 (58.2%)
共同住宅	63人 (21.4%)
併用住宅	21人 (7.1%)
複合用途 (特定)	8人 (2.7%)
倉庫	3人 (1.0%)
工場	3人 (1.0%)
複合用途 (非特定)	3人 (1.0%)

旅 館	1人 (0.3%)
その他	21人 (7.1%)
・ 65歳以上 (爆発を除く)	
住 宅	175人 (73.8%)
共同住宅	27人 (11.4%)
複合用途 (特定)	12人 (5.1%)
複合用途 (非特定)	8人 (3.4%)
併用住宅	5人 (2.1%)
公衆浴場	1人 (0.4%)
工 場	1人 (0.4%)
飲食店	1人 (0.4%)
その他	7人 (3.0%)

(c) 層並びに死者の発生した経過別にみると、以下のとおりです。

・ 5歳以下 (爆発を除く)	
逃げおくれ	23人 (85.2%)

着衣着火	1人 (3.7%)
放火自殺	1人 (3.7%)
出火後再進入	0人 (0.0%)
その他	2人 (7.4%)
・ 6～64歳以下 (爆発を除く)	
放火自殺	250人 (51.0%)
逃げおくれ	135人 (27.6%)
着衣着火	23人 (4.7%)
出火後再進入	3人 (0.6%)
その他	79人 (16.1%)
・ 65歳以上 (爆発を除く)	
逃げおくれ	147人 (50.0%)
着衣着火	45人 (15.3%)
放火自殺	44人 (15.0%)
出火後再進入	6人 (2.0%)
その他	52人 (17.7%)

最上川と夕日の出会うまち“酒田”

酒田地区消防組合消防本部 消防長 渡会 豊明

“五月雨を 集めてはやし 最上川”

“暑き日を 海にいれたり 最上川”

俳聖、芭蕉が「奥の細道」の途中で詠んだごとく、まさに最上川と日本海が出会う河口に位置した町が酒田地区消防組合消防本部のある酒田市です。

酒田市は港の繁栄から発展した商人の町です。“本間様には及びもないが、せめてなりたや殿様に”とうたわれ日本一の大地主として知られた本間家と、井原西鶴の「日本永代蔵」に北国一の米の買入れ問屋と記された鑑屋は、「酒田三十六人衆」の一員として本市の繁栄を築きました。往時の繁栄ぶりは「西の堺に東の酒田」とまで言われたほどで、東北の小京都とも呼ばれる歴史の薫りあふれる建物は現在も往時のまま残っており、風情ある景観をつくっています。

また、酒田湊を使った上方などとの活発な経済交流・人的交流は、進取の気風に富んだ独特の市民性を培ってきました。この気風は、市街地の中心部22.5haを消失した昭和51年10月のあの忌まわしい酒田大火の被災区域を、わずか2年半の短期間で見事近代的な防災都市として復興させたことにも現れています。

さて、酒田地区消防組合は、酒田市と周辺六町で構成する消防組合ですが、本地域は北は名峰「鳥海山」、南は霊峰「月山」を望み、最上川が運んできた肥沃な土壌がもたらす米どころ、庄内平野の北側に位置しております。また、西側は日本海に面して庄内砂丘が形成され、水平線に沈む夕日は絶景で、遠くは太平洋側から幸せカップルもみえるなど、ひとときの語らいの場を提供しています。

また、最上川河口には白鳥の飛来地日本一の

「最上川スワンパーク」があり、毎年10月の第1陣飛来から、翌年の3月にシベリヤに帰るまでの間、子育ての微笑ましい姿を身近で見ることができ、観光客や市民の憩いの場所として親しまれております。

消防・防災に関する特徴としては、重要港湾・酒田港の背後地に化学工場や石油基地及び火力発電所の石油コンビナートが有り、また庄内空港と平成9年10月に開通した山形自動車高速道等の特異的なものから、海・離島・山・川とありとあらゆる消防・防災対象物があるといえます。このため、各種災害に備えた装備の充実及び対応訓練が不可欠であり、小さい規模でもきめ細かな内容の充実した消防・防災体制が期待されているところです。

当組合の消防行政としましては、昭和48年4月1日に1本部1署1分署、職員数81名で発足、昭和49年12月に構成町の組織充実を完成させ、1本部1署8分署、職員数172名で本格スタートしました。その後において酒田港地区が石炭法に基づく特防区域として指定されたことから石油コンビナート用の3点セットを導入、さらには昭和51年10月29日に発生した酒田大火を教訓として41名の職員の増員を行う等、消防力の充実を図ってきました。最近においては、平成9年10月に最上川以南区域の防災拠点として9番目の分署を開署し、また、平成10年4月1日に発足した山形県消防防災ヘリコプターの搭乗要員として航空隊へ2名を派遣するなど、現在、1本部1署9分署、職員数217名の体制となっております。

近年の取り組みとしては、平成5年度から救急高度化に向けたプロジェクトチームを発足させ、「一人でも多くの命をこの手で…」をスロ

救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

「救急の日」及び「救急医療週間」を機会にできるだけ多くの方に応急手当を身につけ

ていただくとともに、救急業務や救急医療の正しい理解と認識を深めていただくようお願いいたします。

秋の行楽期における火災の被害防止

(消防庁予防課)

秋の行楽期を迎え、家族やグループによる旅行の機会が増えて、旅館・ホテル等の宿泊施設を利用することが多くなります。しかし、旅館・ホテルのような不特定多数の人が宿泊する施設においては、宿泊者がその施設の構造を熟知していないため、ひとたび火災が発生すると、大きな混乱を生じ、多数の死者を生じる大惨事につながるおそれがあります。

旅館・ホテル等の関係者の方々が、繁忙期の火災発生を防ぐために十分な火災予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊者の皆様も寝たばこなどにより火災を起こさないよう十分気をつけ、万一火災が起きた際の避難経路の確認など、施設を利用する上での注意をよく守って下さい。

旅館・ホテル等の施設関係者の方にとって、火災の発生防止及び被害の軽減を図るための予防対策として以下のものがあります。

1 消防用設備等の設置・点検

火災を早期に発見し、消火等に役立つ設備機器として、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等があります。万一、火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるためには、これらの消防用設備等を適正に設置することはもとより、設置後においてその機能に支障をきたさないよう定期的な点検により維持・管理をして、常に火災に備えておくことが必要です。

2 従業員に対する教育・訓練の実施

消防計画に基づいた教育・訓練を実施し、いざというときの任務分担を従業員一人ひと

りが十分理解し、連絡通報、初期消火及び避難誘導を円滑に行えるよう、日頃から防火管理体制を確立しておくことが必要です。

また、行楽シーズンに伴い臨時に採用した職員に対しても、従業員と同様に消防用設備等の取扱い方法をはじめとする教育・訓練を徹底することが必要です。

3 自ら避難することが困難な人への配慮

高齢者や身体不自由者等は、火災が発生した場合において、迅速・的確な避難行動をとることが困難なことから、逃げ遅れ等によって死傷するおそれがあります。このような宿泊者に対しては、災害時に避難のしやすい階や非常口付近の宿泊室を割り当て、万一の際には従業員が付き添い避難誘導するなどのきめ細かな配慮が必要です。

4 防災寝具等の使用促進

旅館・ホテル等においては、防災物品を使用することが法令により義務付けられているカーテン・じゅうたん等はもちろんのこと、寝具類等に着火した火災事例も多いことから、これらについても、火災の拡大を防止するうえで有効な防災製品を使用するようにしましょう。

旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方は、次の事項に注意して下さい。

1 避難経路の確認

旅館・ホテル等の火災で犠牲者が生ずる要因として、宿泊者が施設に不案内なため避難経路がわからず、逃げ場を失ってしまう場合があるので、宿泊室から2方向以上の避難経

路、非常口を旅館・ホテル等の案内図等により確認しておきましょう。実際に歩いて確認するとさらに安心です。また、非常用の懐中電灯や避難器具等の確認もおきましょう。万一、火災が発生した場合は、従業員の避難誘導に従いましょう。

2 たばこの処理

地震に対する日常の備え

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。

そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるよう、日頃から地震が発生した時の正しい心構えを身につけておくことが必要です。

そこで、次のようなことを、ふだんから取り組みましょう。

<家庭の防災会議>

地震のとき、家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておきましょう。

- ・救急医薬品や火気などの点検
- ・幼児や老人の避難は誰が責任をもつか
- ・避難場所、避難路はどこにあるか
- ・避難するとき、だれが何をもち出すか、非常持出袋はどこに置くか
- ・家族間の連絡方法と最終的に確認し合う場所はどこにするか
- ・昼の場合、夜の場合の違いをどうするか

また、家族が会社、学校、買い物など別々の場所で地震にあった場合の連絡方法や最終的な避難場所も決めておき、これらを記入した避難カードを作成し、各自携帯しましょう。

<住まいの安全チェック>

- ・家補強
柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは、補強をしておきましょう。

宿泊者の寝たばこやたばこの不始末によって多くの火災が発生しています。寝たばこは絶対にしないのはもちろんのこと、たばこを吸う場合には所定の喫煙場所で吸うよう心がけるとともに、たばこの火が完全に消えたことを確認するなど吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけましょう。

(震災対策指導室)

・ブロック塀、石塀の補強

ブロック塀等は、鉄筋などで補強をしたり、プロパンガスボンベは、転倒しないように鎖などで固定しましょう。

・家具等の転倒、落下防止

タンスや食器棚等の家具類は壁などに固定し、重い物や不安定な物は高い所に置かないようにしましょう。

<消火器などの備え>

万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどをすぐに使える場所に用意したり、風呂の水はいつも溜めておくように心がけましょう。

また、火災が発生した時に確実に消火できるように、ふだんから防災訓練などに参加し、消火器の使い方に慣れておきましょう。

さらに、倒壊した家の下敷きになった人を救出するために役立つ、のこぎり、バール、ハンマー等も用意しておきましょう。

<非常持出品の準備>

避難場所での生活に最低限必要な物を準備し、また、負傷したときに応急手当ができるように、応急医薬品などもリュックサックや非常持出袋に入れて、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。

<避難場所、避難路の確認>

自分の避難場所や避難路を確認するとともに、家族全員で実際に歩いてみて、所要時間（歩行距離）と危険個所の有無についてあらかじめ調べておきましょう。

<防災訓練>

正しい防災知識に基づく防災行動が的確にとれるように日頃から心がけ、防災訓練に積極的に参加しましょう。

また、災害発生時には、個人の対応ではどう

しようもない場合があるので、ふだんから隣近所の人々とのコミュニケーションを保ち、いざという時、お互いに協力しあえるようにしておきましょう。

適マーク制度の普及と理解の推進

(消防庁予防課)

1 「適マーク制度」とは？

百貨店の入口やホテルのフロント等で見かける「適マーク」は、旅館・ホテル、劇場、百貨店など不特定多数の人が出入りする施設を対象として、その対象物を管轄している消防署の職員が、立入検査により一定の点検項目を審査し、防火の基準に適合する防火対象物に対して交付するものです。これを「防火基準適合表示制度」といいます。

この制度は、防火対象物の防火に関する状況を広く国民に対して情報提供することにより、防火対象物関係者の防火に関する認識を高め、防火安全に関する不備事項の是正促進に大きな効果を挙げているものです。現在では、安全のシンボルマークとして位置づけられており、信頼のある制度として国民に広く定着しています。

2 どのような点検項目を審査しているのか？

「適マーク制度」の対象としている旅館・ホテル、劇場、百貨店等は、不特定多数の人々が出入りする施設であり、もし火災などの災害が発生した場合に、多数の人々の生命・身体に危険を及ぼす可能性があります。

このようなことを踏まえ、「適マーク」を交付しようとする防火対象物については、次の28項目の要件を満たしているかどうかを厳しく審査しています。

- ① 防火管理者を選任し、消防訓練、防災教育の実施など、防火管理が適正に維持されているかどうか(10項目)
- ② 消防法令に定められた消防用設備等が設置され、適正に維持管理されているかどうか(10

項目)

- ③ 火気使用設備・器具、危険物施設等に関する届出、維持管理が適正に行われているかどうか(5項目)

- ④ 建築基準法令の防火の基準に適合しているかどうか(3項目)

3 全国でどれだけ交付されているのか？

平成9年3月31日現在の「適マーク制度」の防火対象物は全国で53,209件であります。このうち、立入検査を完了した対象物数は50,907件(検査率95.7%)であり、点検項目の基準に適合し、「適マーク」が交付された対象物数は36,715件(交付率72.1%)であります。

さらに、平成2年から、「適マーク」の基準に2年以上継続して適合している対象物には、そのことを示すための表示である「適継続章」が付されることとし、平成9年3月31日現在、この「適継続章」が表示された対象物数は28,326件になります。

また、既に「適マーク」の交付を受けている防火対象物であって、その後「適マーク」の基準に適合しなくなったり、火災が発生した場合等により適正な維持管理が困難になったことにより、「適マーク」を返還した対象物数は、808件となっています。

4 「適マーク」交付対象物を利用する方へ！

「適マーク」を交付している防火対象物を管轄している消防署の職員は、定期的に立入検査を実施し、適正な維持管理を行うよう指導しています。

「適マーク」は一定の防火基準を満たしてい

ることを表示するものであり、安全のシンボルマークとまで言われておりますが、これらの施設等を利用する場合であっても、万々に備えて

避難経路の確認を行うなど、いざという時に我が身を守る自分の行動を確認しておくことが大切です。

火山災害に対する備え

我が国には、86の活火山をはじめ、多くの火山が分布しており、これまで大きな被害をもたらしてきました。火山災害は、短時間のうちに、広範囲にわたり、大きな被害をもたらすうえ、長期化することもあり、十分な備えが必要です。

国や地方公共団体では、火山災害に備え、避難施設などの整備、防災訓練の実施や情報収集・伝達網の充実、避難誘導體制の整備、観光客・登山者対策の実施など、防災体制の強化を押し進めています。

しかしながら、火山災害による被害を最小限にとどめるためには、みなさん一人ひとりの日頃からの心構えと準備が極めて重要です。特に、大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関などによる活動が困難になることも予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。

それでは、もう1度次のような点を確認し、火山災害に対する備えを確実なものにしておきましょう。

1 日頃からの心構えと準備は

- ① 地域ごとに自主防災組織の活動を積極的に進め、日頃から災害が発生した場合を想定して、地域の实情に応じた実践的な避難訓練などをみなさん自身で積み重ねておきましょう。
- ② 火山は、火砕流、土石流、泥流、溶岩流や噴石、降灰などのほか、山崩れや津波、火山ガスなど、それぞれの火山の性質や地域の特性に応じた様々な災害をもたらします。自治体や消防機関あるいは自主防災組

(防 災 課)

織などが開催する研修会、説明会、イベントなどに積極的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを通じて、過去の噴火の歴史や火山活動の特徴、用語、予想される危険箇所などについて知っておくなど、普段から火山に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身に付けておきましょう。

- ③ テレビ・ラジオや地域の防災行政無線などから伝えられる火山情報には普段から耳を傾ける習慣をつけておきましょう。なお、防災行政無線が設置されていない地域では、火山情報や避難の勧告・指示がどのような経路で伝えられて来るのか、あらかじめよく確認しておきましょう。
- ④ 日時などを特定した火山噴火の予知などはできません。根拠のないデマや噂などに惑わされず、正確な情報に基づいて行動しましょう。
- ⑤ 一時的に避難する場所は事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道順を確認しておきましょう。
- ⑥ 飲料水や非常食、懐中電灯、携帯用ラジオなどの非常持ち出し品を用意しておきましょう。その際、火山災害による避難生活は長期間にわたることもあるということを考慮に入れて、用意に当たりましょう。また、家族一人ひとりが身に付けられるようにそれぞれの氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく)を準備しておきましょう。
- ⑦ 家族で防災について話し合う“家族防災会議”を開き、それぞれの役割分担や避難

先でおちあう場所など、重要なことをあらかじめ決めておきましょう。

- ⑧ 噴煙などの異常現象を発見したら、すぐに地元の自治体や消防、警察などの防災関係機関に連絡をしましょう。

2 噴火が始まったら

- ① 災害の状況を軽く見ないで、消防、警察などの防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合には、その指示に従いましょう。なお、周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がなくても、自主的に避難をして災害から身を守りましょう。
- ② お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方などのいる家庭は、特に早めに避難しましょう。また、これらの方々には家族ばかりではなく近所の人も気配りをするなど、地域の人々が協力しあって避難を手助けするよう心がけましょう。
- ③ 回り道でも、あらかじめ確認しておいた最も安全な道順を選んで避難しましょう。
- ④ 服装は行動しやすいものとし、ヘルメットや底の丈夫な運動靴、手袋なども用意しましょう。
- ⑤ 火砕流・土石流は速度が速いため、発生した場合、流れに背を向けて逃げたのでは巻き込まれてしまいます。流路から遠ざかる方向に避難をしましょう。
- ⑥ 噴石などが降ってきたら、岩かげや丈夫な建物に身を寄せましょう。

- ⑦ 災害時には、何よりもあわてず落ち着いて行動しましょう。

3 噴火が落ち着いても

- ① 警戒区域が設定されていたり、避難勧告が出されていた場合には、解除されるまでは、その対象地域に決して立ち入らないようにしましょう。
- ② 雨が降ると土、岩片や灰などが水と混ざり合い、土石流などが発生することがありますので、引き続き注意をしましょう。特に、崖の近くや土石流、泥流の危険性のある場所に住んでいるみなさんは、雨が降った場合、速やかに安全な場所に避難しましょう。

4 山に入る時の注意点

これから多くの観光客や登山者が山に入るシーズンを迎えますが、登山中には、火山ガスや噴気地帯に気を付けましょう。毒性の強い硫化水素ガスなどの火山ガスは、火山活動が比較的穏やかなときでも、噴気口や温泉などから発生していることがあり、特に注意が必要です。硫化水素ガスは空気よりも重いため、くぼ地や低地にたまることが多く、天候がくもり・雨の場合や風がないときには、火山ガスが広がりにくいため、濃度の高いガスがたまりやすくなります。この中にいると、中毒で意識不明になったり、死に至ることもありますので、事前に十分確認をした上で山に入るよう心がけましょう。

お 知 ら せ

平成10年6月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防震第36号	10.6.10	関係道県消防主管部長	震災対策指導室長	大都市地域の震災対策の推進について
消防情報第101号	10.6.26	各都道府県消防主管部長	防災情報室長	建設建築費指数について

興味を示しました。

自治体コーナーでは静岡県、兵庫県、長崎県、名古屋市消防局、大阪市消防局が出展を行い、各自治体の特色ある消防防災行政の姿が紹介されました。また、岐阜県の協力によりヴァーチャルリアリティー（仮想現実）によって大地震を体験するVR大地震体験シミュレーターが展示され、多くの来場者が楽しみながら地震に対する対処法を学んだのではないのでしょうか。

屋内イベントステージでは防災講演会やフォーラム、はしご乗り、木遣り、郷土芸能などのイベントが催され、連日大いなる賑わいを見せておりました。

このほか、自治体消防50年を記念して現在の消防防災行政の全体像を紹介する展示として、自治体消防50年記念論文等入選作の展示、防災まちづくりの対象受賞団体の紹介、映像等による全国の特色ある消防団活動の紹介、IRT（国際消防救助隊）をはじめとした消防分野での国際協力活動の展示、耐震工法、防火材料等の建築物の防災対策の紹介や住宅防火対策などについて、映像上映や実物展示・実演、パネル展示等が行われました。

【東京消防庁行政展示エリア】

屋内エリアでは、倒壊家屋からの救出・救急救護体験などが行われたほか、昭和20年代に活躍したポンプ車や消防ヘリコプター等の実物展示、行政施策の紹介などが行われました。

屋外エリアでは訓練塔を設営して消防演技が行われ、はしご車やポンプ車から消防ヘリコプターまでが参加して、実践さながらの真剣な演

技に多くの来場者が集まりました。このほか、はしご車・ポンプ車の乗車体験、消防艇の船内公開も行われ、陸、海、空の消防が一同に集まりました。

屋上エリアでは、ファイヤーフェスティバルが行われ、東京消防庁音楽隊をはじめとした近隣消防本部の音楽隊、カラーガーズ隊が一同に会して合同演奏会、ドリルなどが行われたほか、ゲームやぬいぐるみショーなどの楽しいイベントが開かれました。

7日(日)には「め組の大吾」で人気の漫画家の増田正人氏のサイン会が開かれ、子供たちをはじめ多くの来場者が列を作りました。

【商業展示エリア】

商業展示エリアでは15カ国・地域から260の企業・団体の出展が行われ、最新の消防防災資機材の展示・実演が行われました。

屋内展示場では車両、防火服などの装備資機材をはじめ、消防用設備、防火材料、救助資機材、防災資機材、情報通信機器、災害時の簡易トイレ、水浄化機器などの展示が行われ、国内外の企業・団体が最新の技術を披露しました。

屋外展示場でははしご車などの大型車両や特殊車両、大型機器などが展示され、また災害時の仮設トイレなどの展示も行われました。

海外からも多くの出展が行われ、特に米国コーナーでは政府参加も行われ、防災資機材などが展示されました。

日本消防検定協会や消防関係工業会など団体出展も多数行われました。



平成10年度「危険物安全週間」推進行事実施結果について

危険物規制課

自治省消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発活動を展開しております。

今年度の危険物安全週間は6月7日(日)から13日(土)まで行われました。

6月8日に行われた「危険物安全大会」では、永年にわたり危険物関係事業所等において危険物の安全管理の推進に努められてきた個人(21名)と団体(1団体)が「危険物保安功労者」として、また、危険物の保安に対する取り組みが特に優れている危険物事業所(33事業所)が



「優良危険物関係事業所」として、それぞれ消防庁長官から表彰されました。

また、併せて、危険物安全週間推進標語の最優秀賞を受賞された小松真理さんに対しても、表彰状が贈られました。受賞標語は「安全は日々の気持ちの 積み重ね」です。

表彰式に続いて行われた記念講演会では、吉村 秀實氏(NHK 解説主幹)をお招きして、「21世紀の防災」と題して講演を行っていただきました。

また翌、9日(東京会場)、10日(大阪会場)の両日には、危険物施設安全推進講演会を開催し、本年4月に解禁されたセルフスタンドについて消防庁危険物規制課(秋葉洋課長補佐)により「セルフスタンドの安全対策について」と題した基調講演を行うとともに、続く事故事例発表では、静岡県小笠地区消防組合消防本部(岡本吉弘氏、渡辺富左一氏)から「タンクローリー横転事故における化学物質漏えいについて」、兵庫県加古川市消防本部(山本臣一氏)から「塩化ベンジルの重縮合反応による爆発事故」がそれぞれ発表されました。



消 防 庁 辞 令

(平成10年6月22日付)

氏 名	新	旧
益 本 圭太郎	出向 (自治大臣官房付へ)	防災課長

(平成10年6月23日付)

氏 名	新	旧
佐 野 忠 史	防災課長 震災対策指導室長事務取扱	自治大臣官房付
木 内 喜美男	出向 (自治大臣官房付へ)	震災対策指導室長
鶴 田 信 夫	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	防災課課長補佐兼防災情報室課長補佐
萩 原 大	防災課課長補佐 兼防災情報室課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
日 高 良 一	出向 (郵政省通信政策局地域通信振興課地域整備係長へ)	防災情報室通信企画係長
石 塚 広 志	防災情報室通信企画係長	郵政省放送行政局放送技術政策課主任

(平成10年6月30日付)

氏 名	新	旧
網 野 豊	長官付 辞職(救急救命九州研修所長へ)	厚生省大臣官房付
中 素 明	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	危険物規制課課長補佐
熊 田 昭 一	危険物規制課課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
手 塚 崇 史	出向 (自治大臣官房総務課へ)	特殊災害室

(平成10年7月1日)

氏 名	新	旧
佐 野 忠 史	免震災対策指導室長事務取扱	防災課長・震災対策指導室長事務取扱
福 山 嗣 朗	震災対策指導室長	自治大臣官房付
河 合 誠 義	長官付 出向(厚生省大臣官房付へ)	救急救命九州研修所長
和 田 裕 生	出向 (自治大臣官房付へ)	総務課理事官
松 本 則 夫	救急救助課救急専門官兼救急救助課理事官	救急救助課救急専門官兼救急救助課課長補佐
岸 野 誠 一	特殊災害室理事官	特殊災害室課長補佐

今野和夫	総務課理事官兼広報官	総務課課長補佐兼広報官
小西敦	総務課課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
秋葉洋	免兼特殊災害室課長補佐	危険物規制課課長補佐兼特殊災害室課長補佐
二村英介	特殊災害室課長補佐	科学技術庁防災環境対策室専門職
三浦宏	出向 (科学技術庁防災環境対策室へ)	予防課
森川世紀	特殊災害室	予防課
大塚大輔	予防課兼救急救助課	救急救助課
宇多範泰	予防課	横浜市消防局神奈川消防署

(平成10年7月10日付)

氏名	新	旧
掛川恵子	総務課主査 出向(建設省建築指導課係長へ)	消防研究所第二研究部

テレビによる防災キャンペーン(8月分)

ご存じですか 防災ミニ百科					
放送日	主管課	テーマ	放送日	主管課	テーマ
8月13日	震災対策指導室	非常持出袋の点検			

7月の広報テーマ

防災訓練への参加の呼びかけ

花火による火災の防止

婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ

津波による災害の防止

編集後記

今月に入り、全国的にもう梅雨明けしたかのように、各地で連日猛暑が続いており、熱射病や水の事故等が多発しているようです。皆さん、健康管理には十分注意されて、この熱さを乗りきっていただきたいと思います。

私自身、涼を求めてビールを飲む量もうなぎ昇りの状態です。

さて、最近街中で背の高い若い女性をよく目にすることがあります。

現代の若者達は、食生活などの変化にともない、身長の高い人が結構おりますが、よく見てみると、何か歩き方がおぼつかない方がおります。ふと、足もとを見ると底の厚さが10センチ以上のスニーカーやサンダル履いているではありませんか。ファッションの一部に過ぎないかもしれませんが、地下鉄の階段などで転ばないかハラハラする時もあります。

以前、テレビなどで花魁が八の字を描きながら、道中を練り歩く時に履いた高下駄を連想してしまいました。

いつもとは違う目線で世の中を見ると、何か自分自身が変わったように感じられます。私も消防庁へ研修に来る前に、大型の消防車両を運転していたのですが、座席から見るまわりの視界がいつもとは違っており、緊張の中にも優越感を覚えたことがあったことを思い出しました。

心身ともに背伸びをしてみたい年頃の女性達にしてみれば、日常から解き放たれた、つかの間の夢をかなえてくれる魔法の靴なのかもしれません。

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>

編集発行

消防庁総務課

〒105 0001 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121